

令和8年8月吉日

お客さま各位

枚方信用金庫

「当座勘定規定」等の改正について

平素より枚方信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として、令和8年9月30日（水）をもちまして他の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金の受付終了および手形帳・小切手帳の新規発行の受付を終了いたします。

また、令和8年11月30日（月）を手形・小切手の最終振出期限に設定したことから「当座勘定規定」等を改正させていただきますのでお知らせします。

なお、改正後の規定は、現在お取引いただいているお客さまに対しても適用されますのであらかじめご了承ください。

記

1. 改正日

令和8年10月1日（木）

2. 改正する規定

当座勘定規定	小切手用法
約束手形用法	為替手形用法
普通預金規定	無利息型普通預金規定
貯蓄預金Ⅰ型規定（40万型）	貯蓄預金Ⅱ型規定（20万型）
納税準備預金規定	通知預金規定
「普通預金 通帳レス口座」に関する特約	
定期預金共通規定	定期積金規定

3. 主な改正内容

- ・手形・小切手の受入れ・振出について追記
- ・手形用紙・小切手用紙の交付について削除
- ・手形要件、小切手要件の記入について変更
- ・「普通預金 通帳レス口座」に関する特約の適用範囲の変更
- ・通帳式定期積金について追記

以上

各種規定新旧対照表

改正後	改正前
【当座勘定規定】	【当座勘定規定】
第2条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（4）略 第8条（当座勘定の支払い等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、令和8年11月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> （2）～（4）略 第9条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、令和8年11月30日までに振り出してください。</u> （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年11月30日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。 （3）～（4）略 （5）<u>削除</u> <u>（5）</u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。	第2条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 （2）～（4）略 第8条（当座勘定の支払い等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （2）～（4）略 第9条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 （3）～（4）略 （5）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 （6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

各種規定新旧対照表

<u>(6)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、令和 8 年 1 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 略 第 19 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、令和 8 年 1 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) 略 【小切手用法】 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和 8 年 1 月 30 日を超えて振り出</u>	(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 略 第 19 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 略 【小切手用法】 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、</u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。
---	---

各種規定新旧対照表

<u>した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 【約束手形用法】 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 【為替手形用法】 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 【普通預金規定】 第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5）略 【無利息型普通預金規定】 第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5）略	【約束手形用法】 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 【為替手形用法】 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 【普通預金規定】 第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）～（5） 【無利息型普通預金規定】 第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）～（5）略
--	---

各種規定新旧対照表

【貯蓄預金Ⅰ型規定（40万型）】 第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5）略	【貯蓄預金Ⅰ型規定（40万型）】 第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 （2）～（5）略
【貯蓄預金Ⅱ型規定（20万型）】 第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5）略	【貯蓄預金Ⅱ型規定（20万型）】 第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 （2）～（5）略
【納税準備預金規定】 第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5）略	【納税準備預金規定】 第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 （2）～（5）略
【通知預金規定】 第4条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、</u>	【通知預金規定】 第4条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

各種規定新旧対照表

<u>他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 略 【「普通預金 通帳レス口座」に関する特約】 1. (特約の適用範囲等) (1) 略 (2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。 ①普通預金規定 ②総合口座取引規定 ③<u>無利息型普通預金規定</u> 7. (預金の受入れ) 店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『バンキングアプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提示等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。<u>なお、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 【定期預金共通規定】 第3条 (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 略	(2) 略 【「普通預金 通帳レス口座」に関する特約】 1. (特約の適用範囲等) (1) 略 (2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。 ①普通預金規定 ②総合口座取引規定 ③<u>貯蓄預金規定</u> 7. (預金の受入れ) 店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『バンキングアプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提示等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。 【定期預金共通規定】 第3条 (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 略
--	--

各種規定新旧対照表

【定期積金規定】	【定期積金規定】
第2条（掛金の払込み） この積金は、<u>通帳（証書）</u>面記載の払込みに掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの<u>通帳（証書）</u>を差出してください。	第2条（掛金の払込み） この積金は、証書面記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書を差出してください。
第3条（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの<u>通帳（証書）</u>の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。	第3条（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。
第5条（払込みの遅延） この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または<u>通帳（証書）</u>面記載の年利回（年365日の日割計算）により、遅延期間に相当する利息をいただきます。	第5条（払込みの遅延） この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書面記載の年利回（年365日の日割計算）により、遅延期間に相当する利息をいただきます。
第6条（給付補填金等の計算） （1） この積金の給付補填金は、<u>通帳（証書）</u>面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。 （2） 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。 ①この積金の契約期間中に<u>通帳（証書）</u>面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、解約日における普通預金利率×60%（小数点第3位以下は切捨て）によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ②～③略	第6条（給付補填金等の計算） （1） この積金の給付補填金は、証書面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。 （2） 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。 ①この積金の契約期間中に証書面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、解約日における普通預金利率×60%（小数点第3位以下は切捨て）によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ② ～③略
第7条（先払割引金の計算等）	第7条（先払割引金の計算等）

各種規定新旧対照表

(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を<u>通帳(証書)</u>面記載の利回に準じて満期日に計算します。 (2) 略 第10条(解約等) (1) 略 (2) この積金を解約する場合には、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通帳とともに(証書の場合は、証書の受取欄に届出の印章により、記名押印して)</u>当店に提出してください。 (3) ～ (6) 略 (7) 本条第1項、第3項、第4項および第5項により、この積金口座が解約され残高がある場合、またはこの積金取引が停止されその解除を求める場合には、<u>通帳(証書)</u>および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。	(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書面記載の利回に準じて満期日に計算します。 (2) 略 第10条(解約等) (1) 略 (2) この積金を解約する場合には、所定の受取欄に届出印の印章により記名押印して当店に提出してください。 (3) ～ (6) 略 (7) 本条第1項、第3項、第4項および第5項により、この積金口座が解約され残高がある場合、またはこの積金取引が停止されその解除を求める場合には、証書および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
第11条(届出事項の変更、<u>通帳</u>の再発行等) (1) <u>通帳(証書)</u>や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留資格および在留期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 (2) 略 (3) <u>通帳(証書)</u>または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは<u>通帳</u>の再発行は、<u>当金庫所定の手続きをした後</u>に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (4) <u>通帳</u>を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。 (5) 略 第13条(印鑑照合)	第11条(届出事項の変更、証書の再発行等) (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留資格および在留期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 (2) 略 (3) 証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書の再発行は、<u>金庫所定の手続きをした後</u>に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (4) 証書を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。 (5) 略 第13条(印鑑照合)

各種規定新旧対照表

<u>払戻請求書</u>、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 第14条（盗難<u>通帳（証書）</u>を用いた解約による払戻し等） 本条項は、個人のお客さまの積金取引に適用され、個人以外のお客さまには適用されません。 （1）盗取された<u>通帳（証書）</u>を用いて行われた不正な解約による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる給付補填金等に相当する金額の補てんを請求することができます。 ① <u>通帳（証書）</u>の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること ②～③略 （2）略 （3）前2項の規定は、本条第1項にかかる当金庫への通知が、この<u>通帳（証書）</u>が盗取された日（<u>通帳（証書）</u>が盗取された日が明らかでないときは、盗取された<u>通帳（証書）</u>を用いて行われた不正な解約による払戻しが最初に行われた日）から2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。 （4）①略 ②<u>通帳（証書）</u>の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと （5）～（6）略 （7）当金庫が本条第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された<u>通帳（証書）</u>により不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権	<u>この</u>証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 第14条（盗難証書を用いた解約による払戻し等） 本条項は、個人のお客さまの積金取引に適用され、個人以外のお客さまには適用されません。 （1）盗取された証書を用いて行われた不正な解約による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる給付補填金等に相当する金額の補てんを請求することができます。 ①証書の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること ②～③略 （2）略 （3）前2項の規定は、本条第1項にかかる当金庫への通知が、この証書が盗取された日（証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な解約による払戻しが最初に行われた日）から2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。 （4）①略 ②証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと （5）～（6）略 （7）当金庫が本条第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書により不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権または
--	--

各種規定新旧対照表

または不当利得返還請求権を取得するものとします。 第15条（譲渡、質入れ等の禁止） （１）この積金、積金契約上の地位その他のこの取引にかかるいっさいの権利および<u>通帳（証書）</u>は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、また第三者に利用させることはできません。 （２）略 第16条（保険事故発生時における積金契約者からの相殺） （１）略 （２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 ①相殺通知は書面によるものとします。<u>通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに（証書の場合は、証書の受取欄に届出印を押印して記名して）</u>通知と同時に当金庫に提出してください。 ②～④略 （３）～（５）略	不当利得返還請求権を取得するものとします。 第15条（譲渡、質入れ等の禁止） （１）この積金、積金契約上の地位その他のこの取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、また第三者に利用させることはできません。 （２）略 第16条（保険事故発生時における積金契約者からの相殺） （１）略 （２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 ①相殺通知は書面によるものとします。証書は届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。 ②～④略 （３）～（５）略
--	--

以上